

○島根県警察建設工事等電子入札執行要領の制定について

(平成21年11月24日島会甲第2499号各所属長あて県警察本部長例規通達)

最終改正 平成27年3月30日

島根県警察における建設工事等の入札は、入札・開札作業、参加資格申請受付、設計図書交付等すべての事務処理を紙により行っているが、今後、更なる入札の競争性、透明性を確保するため、島根県警察が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等の契約に係る競争入札について、別添のとおり「島根県警察建設工事等電子入札執行要領」を制定し、島根県と県内市町村とが共同開発した島根県電子調達システムを利用した電子入札を実施することとしたので、事務処理に誤りのないようにされたい。

別添

島根県警察建設工事等電子入札執行要領

第1 目的

この要領は、島根県警察が発注する建設工事の請負及び建設工事に係る測量・建設コンサルタント等業務委託（以下「工事等」という。）の契約に係る入札を島根県電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）により執行する場合において、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号。以下「規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

この要領において用いる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「入札執行者」とは、島根県警察建設工事等入札執行要領（以下「入札執行要領」という。）第3に規定する者をいう。
- (2) 「入札執行補助者」とは、入札執行要領第4に規定する者をいう。
- (3) 「電子調達システム」とは、島根県警察が発注する工事等の入札の事務手続をインターネットを利用して行うシステムをいう。
- (4) 「入札情報サービス（P P I）」とは、入札に係る公告、仕様書等及び入札結果等に係る情報を、ホームページ上から一元的に入手し、検索することを可能にするサービスをいう。
- (5) 「電子入札」とは、電子調達システムにおいて、電磁的記録の送受信により入札手続を行う入札をいう。
- (6) 「電子認証書」とは、電子認証事業者が発行する電子的な証明書をいう。
- (7) 「電子くじ」とは、入札参加者が任意に入力した数値と処理時刻を用いた演算式により、電子調達システムがくじ引きを行い、落札者を決定する仕組みをいう。

第3 案件登録及び入札参加者の指名等

- 1 入札執行補助者は、電子入札を行う工事等について、電子調達システムに入札公告、入札参加者の指名等及び入札日時その他の必要な事項を登録するものとする。
- 2 入札執行補助者は、電子入札により一般競争入札を執行する場合は、入札公告、入札説明書等を入札情報サービスに掲載するものとする。
- 3 入札執行補助者は、電子入札により一般競争入札を執行する場合は、競争参加資格確認の通知を電子調達システムにより行うものとする。
- 4 入札執行補助者は、電子入札により指名競争入札を執行する場合は、電子調達システムにより指名の通知（以下「指名通知」という。）を行うものとする。
- 5 入札執行補助者は、電子調達システムによる指名通知が困難な場合には、書面等により入札の通知を行うものとする。

第4 競争参加資格確認申請書等の提出

一般競争入札（簡易型一般競争入札を含む。以下同じ。）に参加しようとする者は、電子調達システムにより競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料等（以下「資格確認資料」という。）を提出するものとする。

第5 予定価格等の登録

- 1 入札執行補助者は、入札の公告又は通知を行う前に、予定価格を電子調達システム

に登録するものとする。ただし、予定価格の事前公表を行う建設工事に限る。

- 2 最低制限価格については、開札時に入札執行者が電子調達システムに登録するものとする。

第6 入札

入札は、電子証明を使用して電子調達システムにより行う。ただし、入札執行者の承諾を得て、又は入札執行者の指示により入札書を紙で提出する場合（以下「紙入札」という。）は、規則第60条の2の規定によるものとする。

第7 入札執行回数

- 1 予定価格を事前公表したものについては、入札執行回数は1回とする。
- 2 予定価格を事前公表しないものについて再度入札を行う場合、再度の入札回数は2回までとする。

第8 入札の辞退

入札参加者は、入札を辞退するときは、電子調達システムにより入札辞退届を提出するものとする。ただし、やむを得ないと認められる場合には、入札執行者の承諾を得て、書面により提出することができる。

第9 無効の入札

入札書を電子調達システムにより提出した場合は、規則第63条第6号中「必要な記載事項を確認できない入札をしたとき」とあるのは、「電子認証書を取得していない者が入札をした」と読み替えるものとする。

第10 開札

- 1 入札執行者は、当該入札において紙入札がある場合には、電子調達システムによる入札の締切り後、当該入札書記載の金額を電子調達システムに登録するものとする。
- 2 入札執行者は、入札者又はその代理人（以下「入札者等」という。）の立会いの上で、電子調達システムにより開札を行うものとする。
- 3 2の開札の場所及び日時は、紙入札の承認通知書に示すものとする。
- 4 2の規定にかかわらず、いずれの入札者等も開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

第11 くじによる落札者の決定

第10の2の開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者（以下「くじ対象者」という。）が2人以上あるときは、電子調達システムにより電子くじを行って落札者を定めるものとする。ただし、くじ対象者に紙入札による者が含まれている場合等、電子調達システムによる実施が困難な場合は、入札執行者が指定する場所及び日時において、当該同価の入札に係る入札者等にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

第12 委任状

入札参加者が電子入札により入札を行った場合で、代理人が第10の2の開札に立会い、又は第11ただし書のくじを引く場合は、あらかじめ委任状を提出させるものとする。

第13 落札決定の保留

入札執行者は、開札の結果、落札候補者があり、次に掲げる事由により落札決定を保留する必要があるときは、落札決定を保留した旨を、電子調達システムにより通知するものとする。

- (1) 簡易型一般競争入札において、落札候補者の競争参加資格等を確認するとき。
- (2) その他入札執行者が必要と認めるとき。

第14 電子入札における帳票

電子調達システムの仕様によって発行された書類は、他の入札執行要領等に定める所定の様式に従って作成された書類とみなす。

第15 その他

この要領に定めるもののほか、入札の執行に関し必要な事項については、入札執行要領の例による。